



五所川原法人会 ニュース

発行 令和7年11月1日
公益社団法人 五所川原法人会
〒037-0063
青森県五所川原市大町1番地
TEL 0173-35-1318
FAX 0173-35-1822
E-mail gohojin@muse.ocn.ne.jp

新任のご挨拶

五所川原税務署長 勝然 義徳 氏

本年七月十日付の人事異動により、五所川原税務署長を拝命いたしました
勝然でございます。

公益社団法人五所川原法人会並びに会員の皆様には、日頃から税に関する各種研修や説明会の開催、租税教室への講師派遣、税に関する絵はがきコンクールの作品募集など様々な活動にご尽力いただき心から感謝申し上げます。

引き続き、税務行政の良き理解者として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動を行っていただきますよう、また、税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私は、仙台国税局管内の勤務は初めてとなりますが、学生時代は宮城県内で生活したことあります。退職までに一度は東北の地で勤務したいと希望していたところ、この度、五所川原税務署で勤務する機会に恵まれたことを心から嬉しく思っています。

着任してからは、休日を利用して精力的に管内の名所や遺跡を巡っているところですが、一番の思い出は、曳き手として参加した立佞武多です。間近でその大きさや美しさに触れて、祭りの熱狂を感じたいと思っております。

ところで、税務署では、税務手続きのデジタル化と併せて事業者の業務のデジタル化を促す施策に取り組んでいます。特にe-Tax及びキャッシュレス納付の利用拡大は、納税者利便の向上や事務の効率化につながるものであり、例えば、源泉所得税については、所得税徴収高計算書のオンライン提出とキャッシュレス納付が一体の手続きとなっていることから、より積極的に利用勧奨を行ってまいりますので、御理解と御協力を願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人五所川原法人会の益々の御発展、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念しまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。



インターネットセミナーのご紹介

法人会会員だからこそ利用できるコンテンツとしてインターネットセミナーがあるのをご存じですか？

インターネットセミナーは、いつでも、どこでも、好きなだけ視聴することができるサービスです。

セミナータイトル数は700以上あり自由に選ぶことができます。社内研修会・勉強会・経営者の自己研鑽などにぜひご活用下さい。

★配信内容の一例★

- ・元刑事の社労士が教える！中小企業のハラスメント対策
- ・社長必見！「あとづき探し」のポイント
- ・Z世代との接し方に困っている40代、50代へ育て方とメンタルを前向きに保つヒント など・・・

STEP1

- ・五所川原法人会のホームページへアクセス

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/goshogawara/>

STEP2

- ・バナーをクリック！



STEP3

- ・会員IDとパスワードを入力

救命講習会

8月21日(木)五所川原消防署において救命講習会を開催しました。7事業所から15名が参加され、心肺蘇生法やAEDの使用方法などを学び、約3時間の講習を受講し、後日修了証を受け取りました。



税務セミナー

8月22日(金)(一社)西北労働基準協会において税務セミナーを開催し、15名が受講されました。講師に当会の会員でもある、たなか税理士法人の税理士田中久義氏をお迎えし、「法人税を節税する方法」について令和7年度税制改正のうち中小企業に関係の深いいくつかの改正事項に触れながら、税額控除等に係る税制上の特例などについてご講義いたしました。



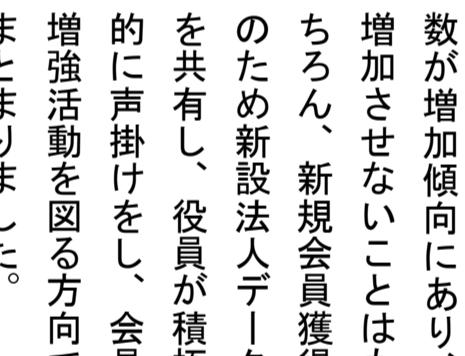
講師：田中 久義氏

学校図書寄贈



小島校長と図書委員会の皆さん

社会貢献事業として平成26年より五所川原税務署管内の小学校の中から対象校を選び、租税教育の図書を含む学校図書の寄贈を行っています。本年の対象校である深浦町立修道小学校を7月10日(木)に訪れ、小島史靖校長と生徒を代表して図書委員会の児童が図書を受け取りました。

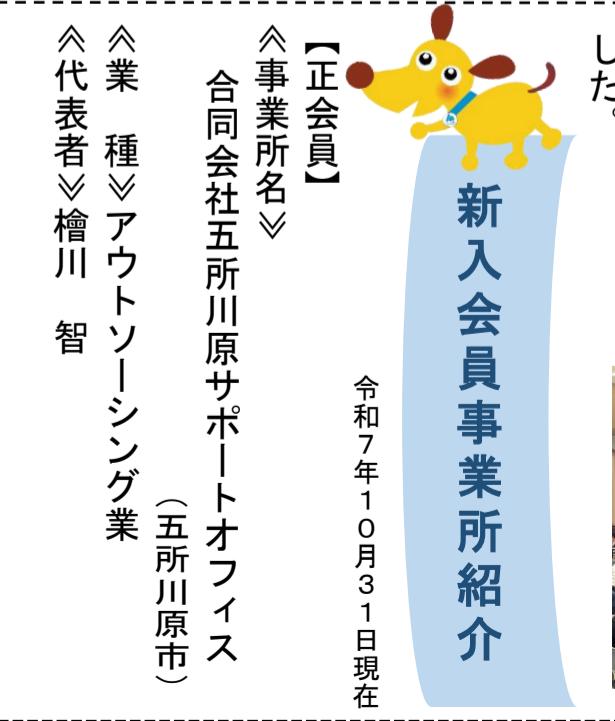


8月22日(金)(一社)西北労働基準協会において税務セミナーを開催し、15名が受講されました。講師に当会の会員でもある、たなか税理士法人の税理士田中久義氏をお迎えし、「法人税を節税する方法」について令和7年度税制改正のうち中小企業に関係の深いいくつかの改正事項に触れながら、税額控除等に係る税制上の特例などについてご講義いたしました。

令和7年度 第3回理事会

10月28日(火)ホテルサンルート五所川原において第3回理事会が開催されました。報告事項に対しての質疑応答が行われたのち、その他議題として会員増強活動について情報共有と方向性について話し合われました。今年に入り、退会数が増加させないことはもちろん、新規会員獲得のため新設法人データを共有し、役員が積極的に声掛けをし、会員増強活動を図る方向でまとまりました。

とから事務担当者など36名が受講されました。

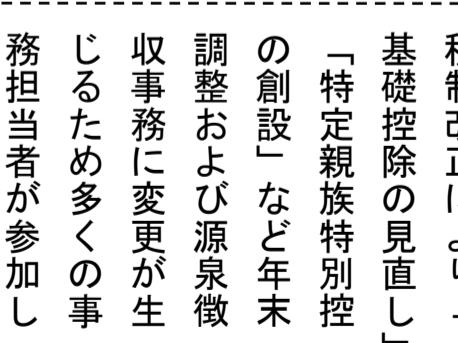


キャッシュレス納付説明会

9月3日(水)・10月3日(金)にキャッシュレス納付の普及推進のため、五所川原税務署のご協力のもと説明会を開催しました。担当官の五所川原税務署管理運営・徴収部門の



横田統括国税徴収官よりご説明いただきながら、実際に参加者自身のスマートフォンを使い、「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」へアクセスし、入力内容など実際に打ち込むことで、理解を深めました。今年度から大きく改正されるこの改正されたことから事務担当者など36名が受講されました。



労務セミナー 「年収の壁」

令和7年度 年末調整説明会

10月17日(金)に(一社)西北労働基準協会において社会保険労務士の檜川智氏による「年収の壁」についてセミナーが行われました。①社会保険の壁②所得の壁・住民税の壁③扶養手当の壁と3つの壁について資料をもとにご説明いただきました。

官より令和7年度税制改正により「基礎控除の見直し」「特定親族特別控の創設」など年末調整および源泉徴収事務に変更が生じるため多くの事務担当者が参加しました。動画を視聴したあとに、税務署担当官より実務上の留意点についてさらに詳しくご説明いただきました。



講習会の様子

青年部会の活動

【社会貢献活動】

9月6日(土)に6年ぶりの開催となる、社会貢献活動の白神岳周辺の清掃活動が行われました。開催困難な条件が続き、ようやく今年再開することができました。

しかしながら、

近年の様々な自然環境の問題から安

全考慮し、以前

の清掃場所を変更十二湖の施設周辺

の清掃を行いました。

アオーネ白神

十二湖の施設周辺

の清掃を行いました。



会員交流会の様子



清掃活動参加者

【県女連協・第25回 研修交流会】

9月11日(木)

に県女連協による

研修交流会が青森

市において開催さ

れ、はじめに青森

県立美術館を見学

した後、フレアーニュスウイートへ

移動し、ハーバリュームで作るオリジナル

ボールペン製作を体験しました。色のバラ

ンスなどに苦戦していましたが、無事完成

し、大変良い思い出となりました。



研修交流会参加者

9月18日(木)

北海道大会

札幌市・札幌パークホ

ルにおいて第19回全国女性フォーラム北

海道大会が開催され、当会からは田中福子

部会長をはじめ4名が参加しました。各局

連から選ばれた税に関する絵はがきコンク

ークの上位作品が展示され、クオリティ

の高さに驚かされました。第1部の記念講

演には、TEAM NACSが所属する(株)ク

リエイティブオフィスキュー代表取締役・

プロデューサーの伊藤亜由美氏が「ストー

リーグ

づくり・モノづくり・地域づくり」という

演題で講演されました。第2部の大会式典

では次回大会地の埼玉県連へ大会旗が伝達

されました。

中北海道大会は無

事閉会しました。

ど大盛り上がりの

演舞が行われるな

と大盛り上がりの

中北海道大会は無

事閉会しました。

部の懇親会のアト

ラクションでは、

よさこいソーラン

演舞が行われるな

と大盛り上がりの

中北海道大会は無

事閉会しました。

ど大盛り上がりの

中北海道大会は無

事閉会しました。

ど大盛り上がりの

中北海道大会は無

事閉会しました。

ど大盛り上がりの

中北海道大会は無

事閉会しました。

ど大盛り上がりの

中北海道大会は無

事閉会しました。

【新入部会員募集中】

50歳未満の方であればどなたでもご入会いただけます。新たなネットワークづくりしてみませんか?

◆年会費 6,000円◇

【新入部会員募集中】

50歳未満の方であればどなたでもご入会いただけます。新たなネットワークづくりしてみませんか?

◆年会費 5,000円◇

選定会へ推薦されること



が決定しました。

某長寿アニメ一家を題材に例え相続税について大変わかりやすくお話をしていた

だき、大変有意義な時間となりました。

【税に関する絵はがきコンクール選定会議】



選定会の様子



女性フォーラム参加者

イベント・製品などの販促ツールのひとつにご活用しませんか?

チラシ同封サービス受付中!!

当会では年5回【5・7・9・11・1月】法人会発行会報誌やセミナー開催のご案内等を会員企業のみなさんへ発送しております。その際会員企業であれば無料でチラシを同封いたします。【売出セールのチラシ、新商品紹介のチラシ、イベント開催のお知らせなど・・・】ぜひ、企業の販促ツールとしてご活用ください。

(ご注意:チラシ印刷代につきましては、自社負担でお願いいたします。)

申込期日:発送月の1か月前までにお申し込みください。

(例・・1月発送分に同封希望の場合12月末までに申込)

チラシ納品期日:発送日2日前までに五所川原法人会へ必着(着払不可)

※申込先着順3社までとさせていただきます。

◎詳しくは公益社団法人五所川原法人会事務局までお問合せください。

人も、会社も、もっと元気に!

CHU TAI KYO
中小企業退職金共済制度

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ
中退共 検索



(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL.03-6907-1234

FAX.03-5955-8211

iDeCoのメリットと令和7年度税制改正について

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 手嶋浩明



リ サ 知人から iDeCo（イデコ）を勧められたのですが、そもそも iDeCo とはどのような制度ですか？



サキ先生 iDeCo は、公的年金（国民年金・厚生年金）とは別に任意で加入できる私的年金の一つで、自分で決めた掛け金額を積み立てて運用し、原則 60 歳以降に老齢給付金を年金として定期的に、または一時金として一括で受け取ることができます。なお、これらを併用することもできます。



リ サ どのような税制上のメリットがあるのでしょうか？



サキ先生 iDeCo には、3つの税制上のメリットがあり、①掛け金の支払（拠出）時、②運用中、③給付を受けるときにそれぞれ税制優遇を受けることができます。

- ① iDeCo の掛け金は、全額が所得控除（小規模企業共済等掛け金控除）の対象となりますので、所得税等の税金が軽減されます。
- ② 一般的な金融商品は運用益が課税対象（源泉分離課税・税率年 20.315%）となりますですが、iDeCo なら運用益も非課税で再投資も可能です。
- ③ iDeCo を年金として受け取る場合は「公的年金等控除」の対象に、一時金の場合は「退職所得控除」の対象になりますので、ここでも税金が軽減されます。



リ サ 令和7年度税制改正で iDeCo が改正されたようですが、内容を教えてください。



サキ先生 3点あります。まず、iDeCo の掛け金の拠出限度額が次表のとおり、引き上げられます。

加入区分	上限額・改正前	上限額・改正後
第1号被保険者 (自営業者等)	月額 6.8 万円 (国民年金基金と iDeCo の合算)	月額 7.5 万円 (国民年金基金と iDeCo の合算)
第2号被保険者 企業年金あり（会社員・公務員）	月額 5.5 万円 - 企業年金 (上限 2 万円)	月額 6.2 万円 (企業年金と iDeCo の合算) (※)
第2号被保険者 企業年金なし（会社員）	月額 2.3 万円	月額 6.2 万円
第3号被保険者 (専業主婦（夫）)	月額 2.3 万円	

(※) iDeCo の上限 2 万円は撤廃

次に、加入可能年齢が、現行 65 歳未満から、70 歳未満に引き上げられます。ただし、老齢基礎年金や iDeCo の老齢給付年金を受給していない場合に限ります。

最後に、退職所得課税の見直しが行われます。退職所得控除の計算における勤続期間等の重複排除の特例いわゆる「5年ルール」が「10年ルール」に変更になります。

これまで iDeCo を一時金として受け取った後、5 年以上経過した後に勤務先から退職金を受け取れば、それぞれに対して加入期間や勤続年数分の退職所得控除を適用することができましたが、今回の改正で、この期間が 10 年に変更されます。



リ サ 改正された制度はいつから適用になるのですか？



サキ先生 これらの改正の適用時期について、掛け金の拠出限度額の引き上げおよび加入可能年齢の引き上げは、令和 9 年 1 月からの予定（令和 7 年 7 月時点厚生労働省 HP）です。

退職所得課税の見直しについては、令和 8 年分以後の所得税から適用になります。



リ サ 老後に向けた資産形成のために検討した方が良いですね。

【筆者紹介】手嶋浩明（てしま・ひろあき）1972年生まれ。東京国税不服審判所審判部、東京国税局査察部査察審理課、東京国税局管内の税務署において、法人課税部門の審理担当として各法人会をサポート、などを経て、東京都中央区で税理士登録。互井敏勝税理士事務所に勤務。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。